

岩手県告示第49号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があった。

平成25年1月25日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 申請のあった年月日 平成24年12月26日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
 - (1) 名称 特定非営利活動法人遠野まごころネット
 - (2) 代表者の氏名 多田一彦
 - (3) 主たる事務所の所在地 岩手県遠野市大工町10番10号
- 3 定款に記載された目的 この法人は、自然災害時の被災者及びこの支援活動に携わる関係者、事業者に対して、復興支援に関する事業を行い、被災者の生活再建ならびに被災地の経済復興、さらには、今後起き得る自然災害時に迅速に対応できるネットワーク構築、マニュアル策定に寄与することを目的とする。さらには、遠野市の自然資源を生かした、メンタル・ケア・プログラムを構築し、被災者への貢献、さらには遠野市の観光資源への活用、観光産業の育成にも寄与することを目的とする。